

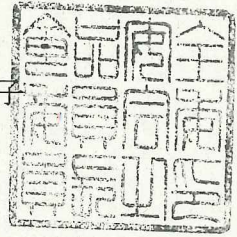


府 食 第 4 9 7 号
平 成 2 4 年 5 月 1 0 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品健康影響評価について（回答）

平成24年4月18日付け厚生労働省発食安0418第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項については、既にポリプロピレン及びナイロンは合成樹脂製容器包装に使用されているが、人の健康に影響を及ぼした事例は確認されておらず、当該合成樹脂は引き続き内容物に直接接触する部分には使用できないこととされていることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11号第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。